

門真市立沖小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、児童の人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての児童は、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない、学校においては、児童の健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起これば、いじめられた児童の内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

本校では教育目標として、「社会に必要な基礎、基本を身につけ『自ら学び』『自ら考え』『自ら行動する』子どもに育てる。」を掲げ、一人ひとりの人格を尊重し個性の伸長を図る人権教育を行ってきました。「いじめは、心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、人間として絶対に許せない」との認識に立ち、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 目的 いじめ防止に係る学校としての様々な取り組みの中心となり、いじめ防止に取り組みます。また、いじめ事象が生じた際には、いじめ防止基本方針に則り解決に向けて迅速に対応します。

(3) 構成員 学校長、教頭、児童・生徒支援Co、担任

※必要に応じて外部専門家等(SC、SSW、専門医、家庭児童相談所、発達支援センター、首席、養護教諭、各学年代表関係者、支援教育 Co 等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

【未然防止】・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

・全児童へのいじめアンケートの実施・集約及び対応を指揮する役割

・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み】

・取り組みの実施や年間計画に作成・実行・検証・修正を行う役割

- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針について点検・見直しを行う役割（PDCA サイクル）
- ・学校いじめ防止基本方針・取り組みを HP・学校便り等で保護者・児童・関係機関へ周知する役割

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、児童たちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切に感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる児童のストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながり確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取り組みを進めます。

児童に対して

- ・教育相談室の周知
- ・学級経営や人権教育及び道徳科教育の充実・・・自己有用感を高め自尊感情を育む。
- ・児童会の取り組み・・・児童自ら学校の健全化のために活動するとともに、達成感を高める。

学校

- ・学校組織として児童及び教職員への支援体制を構築して、いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない土壌を作る
- ・一層細やかな家庭及び地域との連携
- ・自ら考え達成感を得られる授業の研究
- ・発達支持的生徒指導に係る校内研究の取り組み

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、児童の表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。そのために、本校では、以下のような取り組みを進めます。

- ・いじめアンケートの実施
- ・教職員による日常の実態把握 ※研修等で教職員の観察能力向上
- ・児童が発するサインに気付いたら校内支援委員会等で速やかに情報を共有
- ・保護者・地域及び関係機関との情報連携
- ・電話相談窓口周知「すこやかダイヤル」・「子ども家庭相談室」・「24 時間子供 SOS ダイヤル」等

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応により問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体

として再発を防ぐ取り組みにつなげていくことも大切です。児童の気持ちを受け止める的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童の指導など、この「組織」が責任を持っていじめ問題の解決にあたることになります。

そのため、本校ではいじめの案件ごとにいじめ対策委員会を開催し、学級担任だけで抱え込むことなく教職員が情報を共有して、解決のため以下のような取り組みを進めます。

- ・いじめを受けた児童への対応
- ・いじめを行った児童への対応
- ・傍観していた児童及び直接関係がない児童への対応
- ・家庭や地域、関係機関と連携

※なお、いじめは単に謝罪をもって安易に解決とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。○門真スタンダード活用 ○教員研修

7. 沖小学校いじめ未然防止（発達支持的生徒指導）年間計画

いじめの未然防止について、本校では「わかる授業づくり」「安定した学校環境の構築」「児童の社会性の向上」の大きく3つの取り組みを進めます。（具体的な年間計画は次項に記載）

「わかる授業づくり」について、全員参加・達成感を得られる授業づくりを行うことで、児童が楽しく主体的に授業に取り組むことをめざします。それにより児童の不安感を減少させ、不安感からいじめへと向かうことを防ぐと同時に、児童の登校意欲をも向上させます。また、楽しい授業づくりにより、学校（学級）全体のさらなる安定化を進めます。

「安定した学校環境の構築」について、学校（学級）ルールを明確にして指導を行います。児童へはルールの必要性を丁寧に説明し、学校が規則に則って公平で安全な場所であることを伝えます。また、学校全体で児童への合理的配慮の水準を高めていくことで、児童の特性をよい方向へ発揮しやすい環境を作ります。さらに、「ニューヨークの割れ窓理論」にもあるように、清潔快適な施設環境を整えることで児童の心の安定を促進できるよう施設整備及び清掃指導等を継続的に実施していきます。

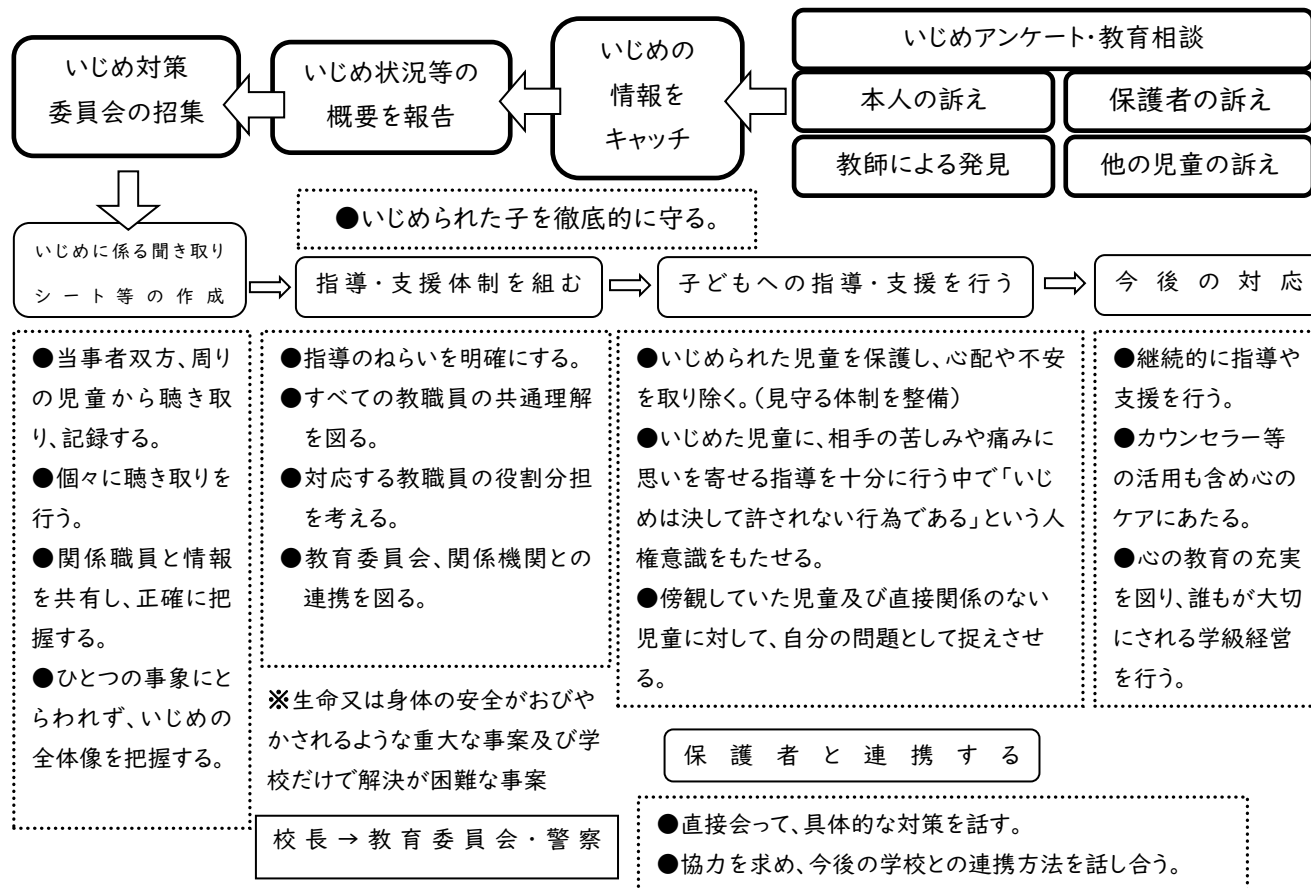
「児童の社会性の向上」について、SST やグループ活動で基礎的対話能力の向上を図ることはもとより、道徳科や特別活動（学年・学級）等で、異なる個性を尊重する気持ちを育てます。すなわち、個性が異なる人間を排除することより、個性が異なる人間と協力することで意見の多様性が生まれ、多様な意見を適切に集約することで個人だけで取り組むよりよりよい結果が得られるという成功体験を積み重ねます。そのための機会として運動会・校外学習・宿泊学習・卒業式等の行事があります。ただし、行事を行ったからいじめがなくなるのではなく、児童の気持ちを育むよう行事を適切に実施することでいじめの未然防止へと繋げることができます。特に児童会活動は、児童の代表として責任とともに一定児童自身の自治活動も認められるものであり、学校全体のためになすべきことを考えさせる場としています。

以上の3点でいじめ未然防止（発達支持的生徒指導）を推進しますが、勿論万が一の場合に備え、いじめの早期発見のチェック機能を構築することも必要です。いじめアンケートや各調査・日常観察等はいじめの早期発見に常に努めていきます。

沖小学校いじめ未然防止年間計画

		1学期	2学期	3学期
★学校組織の連携・調整 ★早期発見・調査等 ★外部機関連携 ※いじめ不登校対策委員会		☐ いじめアンケート ☐ 生活アンケート ☐ いじめ相談窓口周知 (外部機関含む)	☐ いじめアンケート ☐ 生活アンケート ☐ 年間計画見直し	
		☐ PDCA サイクル ☐ 日常観察(全職員) ☐ 情報共有(校内支援委)		
各部・各学年未然防止	★わかる授業づくり (個別最適・協働的な学びのある授業) ※学力向上委員会	☐ 学力向上委員会 ☐ 各種テスト・アンケート検証(全国学テ・すくすくウォッチ・到達度テスト・生活アンケート) ☐ 自学の勧め配布	☐ 学力向上委員会	☐ 学力向上委員会 ☐ 生活アンケート検証
		教育課程部 ☐ 研究授業 ☐ 校内研修 ☐ 図書室開放(司書) ☐ 廊下図書		
		☐ 門真スタンダード活用 ☐ 教員研修		
	★安定した学校(学級)環境の構築 (学校学級施設環境・合理的配慮・発達支持的生徒指導)	☐ 子ども支援部会 ☐ 生活だより(環境美化) ☐ 学校規則徹底(環境美化) (沖小ルール・チャイム席・授業言葉等) ☐ 合理的配慮(人権) ☐ 落ち着いた施設環境(安全、環境美化)	☐ 子ども支援部会 ☐ 生活だより(環境美化)	☐ 子ども支援部会(年間反省) ☐ 生活だより(環境美化)
		☐ 発達支持的生徒指導研修(校内支援委) ☐ 児童会活動(子ども主体の学校づくり) ☐ 児童集会 ☐ 特活(学年・学級) ☐ 校区統一ルールの研究(一貫、環境美化)		
	★社会性の向上 ※多様性を認め合い、排他よりも協力することのメリットを学ぶ	☐ 校内支援委員会 ☐ 離任式 ☐ 1年生を迎える会 ☐ 校外学習	☐ 校内支援委員会 ☐ 運動会 ☐ 修学旅行 ☐ 林間 ☐ 校外学習	☐ 校内支援委員会(年間反省) ☐ キッズサポお礼 ☐ 1年生昔遊び ☐ 6年生を送る会
		人権部 ☐ 研究授業 ☐ 研修		
		☐ 児童会活動(子ども主体の学校づくり) ☐ 児童集会 ☐ 特活(学年・学級)		

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに市教育委員会へ報告を行うとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)文部科学省」により適切に対応します。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ・不登校対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。